

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第486号)

平成19年2月13日

横 情 審 答 申 第 486 号

平 成 19 年 2 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏 様

横 浜 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

会 長 三 辺 夏 雄

横 浜 市 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 条 例 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
く 諮 問 に つ い て (答 申)

平 成 18 年 9 月 4 日 ま ち 建 審 第 344 号 に よ る 次 の 諮 問 に つ い て、 別 紙 の と お り 答 申 し
ま す。

「 確 認 申 請 書 (建 築 物) (第 号) の う ち、 電 気 ・ ポ ン プ
室 の 平 面 図 ・ 立 面 図 ・ 断 面 図 ・ 構 造 詳 細 図 」 の 一 部 開 示 決 定 に 対 す る 異 議
申 立 て に つ い て の 諮 問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「確認申請書（建築物）（第 号）のうち、電気・ポンプ室の平面図・立面図・断面図・構造詳細図」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「確認申請書（建築物）（第 号）のうち、電気・ポンプ室の平面図・立面図・断面図・構造詳細図」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成18年8月2日付で行った一部開示決定のうち、平面図、断面図及び構造詳細図（以下「本件申立部分」という。）を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立部分については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号に該当するため、非開示としたものであって、その理由は次のとおりである。

本件申立部分である平面図、断面図及び構造詳細図は、設計者の建築設計上の専門的な技術やその蓄積に基づき作成されたものである。技術的なノウハウにより作成されたこれらの図面は、技術競争の有力な手段となり得る情報であり、開示することにより、設計者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあることから、本件申立部分は本号アに該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のとおりである。

- (1) 平成18年8月2日付一部開示決定通知書（まち建審第257号）を同年8月8日受領したが、平面図、断面図及び構造詳細図を非公開とする決定であり、かつ、その理由が 設計者の権利、その他の利益を害するおそれ 事業活動の正当な利益を害するおそれを理由とするが、以下のとおり、全く理由がなく、無関係な理由であって、不適法、不当があるので、異議を申立てる。趣旨 原決定を取消し、必要部分

の公開をする。

- (2) まず、文書の存在を認めた上述の3つの図面は、申立人が売買によって所有し、又は共有物の図面であるから、所有権が申立人に移転した所有物又は共有物の図面の情報を公開しないのは市の条例に違反した決定である（本人情報）。
- (3) 第二に、前述の建物図面に、作成上の計算式が技術上の非公開情報とはなりえない。鉄骨・鉄筋の量が技術上の非公開情報となりえないことは、売買の対象の建物の「質」を確認するものであるからである。売買の目的物である実物の図面を見せないのは、売買の前提を否定するものであり、市の判断の前提が違法である。
- (4) 第三に、設計者の権利は、図面そのもの全体には存在しない事実は、売買により建物の付随する引渡し物の一つにすぎないものであるから、明らかであり、設計者が特許を得た特定の技術に特定されるものに限定されるが、市の決定書にはその記載が全く存在しない。それゆえ、利益がない。因みに、本件電気室及びポンプ室は、特許による設計物ではない。通常、東電や水道局、水道事業者の使用する建物であるから、特許の対象外である。
- (5) 第四に、昭和63年の通常の電気室及びポンプ室の設計図の技術が、既に18年も経過したのちに使用されていない技術であり、電柱に小型されて設置されている物であるので、非公開の対象とはならない。仮にあったと仮定しても、その部分のみを黒く塗って公開する方法を市は、通常行っているのであるから、経験則上、社会通念上、全てを非公開とすることはできず、不適法、不当な差別的取扱いである。

なお、電気室及びポンプ室はどこのマンションも使用した建物であり、所有者、共有者に非公開とする技術情報でなく、特別の利益を害するものではない。

よって、市の決定は不適法であり、不当であり、かつ、差別的取扱いを取消すべきである。
- (6) 第五に、市は「おそれ」（虞れ）を主張するが、前述のとおり、売買によって電気室及びポンプ室は、通常の建物であり、特別の特許を用いたとの記載がない以上、特段の「利益を害するおそれ」とはなりえないことが明らかであり、むしろ売買によって目的物を取得した所有者又は共有者が当該建物の図面を見られないのは、修理・改修ができず、手抜き工事を見つけることを妨害とするものであるから、所有者、共有者である申立人の知る権利を著しく侵害するものである。
- (7) 申立人は、自己が売買によって所有し、又は共有した物件の1階の建物の図面を見る権利、得る権利があるところ、これを妨害する横浜市の非公開決定は引渡され

た建物の欠陥を知ることを妨害するものであり、設計者の犯罪を隠蔽する違法な幫助行為にあたるものであるから、横浜市は非公開決定を取消すべきである。

- (8) 1階の建物は資格がないものでも建設ができるものである。そこで、既に電柱に電気室に変わるものが開発されており、必要としない時代に入っていること、また、耐震基準を偽って土台の亀裂が生じている原因調査、改修工事に必要な本件設計図を見られないという著しい権利侵害が発生していることから、公共の利益に反した非公開基準は、本件定型の箱建物には必要としないことが明らかである。したがって、申立人は市が本件設計図を非公開とする正当理由がなく公共の利益に反するので全面非公開を取消し公開すべきであると主張する。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けるため、建築主から実施機関に提出された分譲マンションの確認申請書の添付図書のうち、電気・ポンプ室の平面図、立面図、断面図及び構造詳細図であり、このうち、立面図を除く図面が本件申立部分である。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。

イ 申立人は、自己が売買によって所有し、又は共有する建物の図面については見る権利があると主張しているため、当審査会は、本号該当性について判断することとする。

本件申立部分は、分譲マンションの共用部分に係る図面であって、区分所有者の財産に属するものであるから、区分所有者の個人に関する情報であると解される。

さらに、不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第2項の規定により公にされている不動産登記簿並びに建築基準法第93条の2及び同法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第1項の規定により閲覧に供されている建築計画概要書等一般に入手可能な情報と照合することにより、マンションの区分所有者である特定の個人が識別されることとなる。

したがって、本件申立部分については、本号本文に該当する。

なお、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(3) 条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分には、設計者の建築設計上の技術的ノウハウが含まれており、開示することにより、設計者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあることから本号に該当するとして非開示としている。

ウ 本件申立部分については、前記(2)で述べたとおり、条例第7条第2項第2号に該当するため開示しないことができるものであるから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。

(4) 区分所有者の本人開示請求について

本件申立部分は、前記(2)で述べたとおり、マンションの区分所有者の個人に関する情報と認められるものであるから、当該マンションの区分所有者が本件申立部分の開示を求めた場合、実施機関におかれては、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）に基づく本人開示請求を案内することを要望する。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年9月4日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成18年9月13日 (第91回第二部会) 平成18年9月14日 (第92回第一部会) 平成18年9月15日 (第30回第三部会)	・諮問の報告
平成18年10月16日	・異議申立人から意見書を受理
平成18年11月8日 (第94回第二部会)	・審議
平成18年11月22日 (第95回第二部会)	・審議
平成18年12月12日 (第96回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成18年12月27日 (第97回第二部会)	・審議
平成19年1月15日 (第98回第二部会)	・審議
平成19年1月30日 (第99回第二部会)	・審議